

第2回 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会〈議事要旨〉

1 会議概要

日時：令和7年2月20日（木曜日）15時30分から17時30分まで

場所：都庁第一本庁舎25階 115会議室

2 議事内容

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」における指標の状況等

【事務局からの説明】

- ・本計画に記載した6つの指標の令和6年度速報値の状況について説明する。
- ・指標①「女性相談支援センターが行う個別ケース検討会議に本人が参加する割合」は、12月までの開催分について、9割を超える実績となっている。差引き6回についても、本人の意思や健康状態などから、支援方針に関する意向を事前に確認しており、本人参加と事前の意向確認を加え100%の実施率となっている。
- ・指標②「一時保護委託先の数」は、今年度3か所増えて、10か所となった。同伴児童が中学生以上の男子の場合でも一時保護が可能な体制を整えることができた。
- ・指標③「女性相談支援センターが実施する研修に参加した女性相談支援員の数」は、1月末時点、研修内容別の実人数で229人となっており、今年度これから実施する予定の研修を加えた年度末の実績としてはもう少し増える予定である。
 - ・指標④「協働する民間団体数」の東京都分については、指標②の一時保護を委託している施設等以外の団体を計上している。若年被害女性等支援事業の補助団体5団体を含めて、合計11の団体と連携・協働している。
- ・指標④「協働する民間団体数」の区市町村分について、委託・補助・協定締結の110団体には、母子生活支援施設を運営する社会福祉法人への緊急一時保護事業の委託先などが含まれている。支援調整会議、ないし支援調整会議として活用予定の会議の構成員に入っている民間団体は、4自治体で計22団体であり、当該4自治体に御協力いただき、状況を資料に記載している。
- ・指標⑤「基本計画を策定している区市町村数」は「策定済」が7、「今後策定予定」が27だが、男女共同参画計画などに関連の深い他の分野の計画と一体的に策定する自治体が多い。策定予定が未定の自治体からは「担当部署が決まっていない」などの理由が挙げられている。
- ・指標⑥「支援調整会議を設置している区市町村数」は「設置済」が4、「今後設置予定」が15であり、既存の他の会議を活用する自治体と、女性支援法に基づく支援調整会議を新たに設置する自治体が約半数程度ずつとなっている。設置予定が

未定とされた自治体からは、基本計画と同様に「担当部署が決まっていない」などの理由が挙げられている。

- ・資料3の別添に「区市町村における緊急一時保護の実施状況」をまとめており、関連する数値として説明する。女性相談支援センターの一時保護の件数については、DVによる一時保護が年々減少傾向であるのに対して、自治体の緊急一時保護事業の件数について平成26年度から令和5年度まで、ほぼ横ばいとなっている。増加傾向にある女性相談支援センターの相談の総件数のうち、DVの相談ケースは減少傾向となっており、一時保護の件数も減少傾向であるのに対して、区市町村におけるDVの相談の件数は、過去10年間で増加しており、地域の相談体制の充実や相談窓口の周知により、身近なところでの相談が増えているといったことがある。緊急一時保護事業の受入先としては、母子生活支援施設を活用している自治体が多い。

【委員からの主な意見】

- ・女性相談支援センターの一時保護件数が減っているという話があったが、女性自立支援施設への一時保護委託も年々減少していると感じる。説明を聞いて、社会資源の選択肢が増えた結果なのかと理解した。一時保護については、女性自立支援施設本来の自立を目指して入所する方とのニーズに乖離が大きいので、一時保護を担う社会資源がもう少し増えると、困難な問題を抱えた女性の入所から退所、アフターケアまでもう少し専門的に時間を割いて関わることができるのではないかと感じる。
- ・指標については、毎年前年度から増やすということで、毎年評価するのか、最終的に計画の最終年度で増やすということなのかなど、確認したい。

【事務局からの回答】

- ・計画において最終的に到達点がどこになるのかというところまで具体的に示しておらず、令和10年度に向けて増やしていくということだけを計画の中で目標として記載している。ただ例えば一時保護の委託先についても、最終的な数は記載していないものの、今後も多様な一時保護に対応できるような一時保護先を確保するといった取組は進めていきたいと考えている。

【委員からの主な意見】

- ・個別ケース検討会議に本人が参加する割合の指標であるが、68回というのは前年度の令和5年度より増えているのか。

【事務局及び女性相談支援センターからの回答】

- ・支援調整会議が「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく会議で

あり、法が施行された令和6年度以降の集計である。それまでも、女性相談支援員や本人、一時保護所の職員が参加するケースカンファレンスについては実施していた。

【委員からの主な意見】

- ・多様な一時保護先は今後も増やしていく予定はあるのか。一時保護にあたり精神疾患のある方は病院を受診していることが原則といったことで、支援を必要とする女性が行き場所を失うこともある。

【事務局及び女性相談支援センターからの回答】

- ・精神疾患の状態によるが、精神科病院の協力を得て入院という形で受け入れるのか、あるいは精神科の医療機関と連携しながら民間の施設で受入先を確保していくのかなど、様々なやり方があり、試行錯誤の段階ではある。
- ・一時保護にあたっては、集団生活にもなり、職員の体制の問題もあるので、その都度相談しながらどういった支援が可能か検討していくことになる。

【委員からの主な意見】

- ・精神的な課題を持つ方の受入先については、従前から話が出るが、区市町村と女性相談支援センターと一緒に探することができるようなシステムがあるといいと思う。

(2) 支援調整会議の開催状況

【事務局からの説明】

- ・都における支援調整会議の位置づけは、関係機関等による連絡調整のための会議であり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層で構成している。代表者会議は昨年12月にオンラインで開催しており、行政機関、民間団体の双方から関係機関が連携して支援した実例、課題などを共有した。その内容は各自治体にもフィードバックしている。

【女性相談支援センターからの説明】

- ・実務者会議は関係機関の実務者間での情報共有、あるいは支援に関わる課題についての意見交換などを行うために開催している。今年度、女性相談支援員等業務連絡会と、緊急一時保護等で連携をとっている警視庁との意見交換会を実務者会議に位置付けている。
- ・個別ケース検討会議は一時保護が必要な場合、あるいは女性自立支援施設への入所による支援が必要な場合など、個別ケースごとに開催している。

【委員からの主な意見】

- ・今年度から支援調整会議として位置付けて個別ケースの会議をすることになって変わった点はあるのか。

【女性相談支援センターからの回答】

- ・一時保護中の方の個別ケース検討会議には、民間の弁護士が入ったり、女性自立支援施設の方が入るなど、参加者の幅が少し広がったように感じる。

【委員からの主な意見】

- ・個別ケース検討会議に本人が参加するのはとてもよいことだと思うが、母子ケースの場合、子供の参画あるいは意向の確認はどのようにしているのか。

【女性相談支援センターからの回答】

- ・これまでのケースでは母子のケースの実績がなかった。ただ、ケースワークの中で、一定の年齢以上のお子さんについて、個別に心理職員が面談して、お子さんの了解が得られればお母さんにフィードバックするといったことを行っている。

【委員からの主な意見】

- ・児童福祉分野でも法改正があり、入所措置や様々な決定をする場面で子供の意向を必ず確認することになっているので、女性支援においても、母子の保護のケースやその後の支援について検討する際、なるべく子供の意向を確認することを今まで以上に意識していただけると、子供やお母さんのためにもなっていくと思う。

【委員からの主な意見】

- ・今年度、例えば区市町村が開催する支援調整会議に東京都が出席する例はあるのか。

【女性相談支援センターからの回答】

- ・区市が主催する支援調整会議に呼ばれて出席することは今のところ実績としてはないが、参加していて、実質、これは支援調整会議だなと感じることはある。必要に応じてそういった場はセッティングされているし、参加もさせていただいているところである。

(3) 女性相談支援業務研修について

【女性相談支援センターからの説明】

- ・女性相談支援員のうち経験の浅い職員が半数くらいおり、それに配慮して、段階的・実践的な研修体系を構築するため、現在は4月に実施している2日間の「新任研修」の内容をブラッシュアップするとともに、その半年ぐらい後に「新任研修(後期)」、翌年には「フォローアップ研修」を新たに実施することにした。新任向けの研修以

外では「スキルアップ研修」という名称で、従前の講義形式に加えて、相談支援技術等の演習科目を新たに実施する。

【委員からの主な意見】

- ・グループワークやロールプレイ、事例検討等が実践の勉強になる。
- ・女性相談支援員の研修に参加した際に、現場の管理職が女性支援法や日頃の女性支援の現場について共通認識を持つのが難しいため、管理職向けの研修、若しくは会議のような場があるといいといった意見があった。女性相談支援員を所管している部署は各自治体で様々であるため、どこか一つに集まるような場があると、体制上の問題についても向上していくのではないかな。
- ・希望により各自治体間で実習できるといいのではないかな。

(4) 女性相談支援センターにおけるSNSを活用した相談支援事業について

【女性相談支援センターからの説明】

- ・今年度の新規事業として、SNSを活用した相談事業を新たに開始している。国の基本方針においても、SNS等を活用した多様な相談支援の重要性が盛り込まれており、「女性は一とふるLINE@東京」という名称で昨年11月1日から開始した。
- ・DV被害に限定せず、女性の方からの様々な悩み事を受けており、平日の午後2時から午後8時まで、都内にお住まいの方、18歳以上の方を対象ということにしている。

【委員からの主な意見】

- ・20歳代よりも、30歳代、40歳代がLINEでアクセスしてくるのだというところが重要な発見だなと思った。

(5) 女性自立支援施設の入所（プレ入所）について

【女性相談支援センターからの説明】

- ・女性自立支援施設は、女性相談支援センターが措置決定して入所することになっているが、通常、女性相談支援センターが一時保護所で一時保護をして、その後、入所会議を経て、入所の方向を決め、施設見学をしていただいて、本人の意向も確認した上で、措置決定、入所という流れになっている。
- ・これに対して、プレ入所は、令和4年度から試行を開始しており、今年度から本実施に移ったものだが、一時保護所には入所せず、女性自立支援施設の本入寮棟への一時保護委託を経て、本入所に切り替えていくという仕組みになっている。
- ・一時保護中も本入所の方々と同じような生活、例えば施設内作業に参加するとか、通勤・通学を継続するといったことも可能である。

【委員からの主な意見】

- ・入所の見学の時点で本人の目的や施設をどのように使っていこうかということが明確な方は、割とスムーズに入所後も本人の目標に向かって施設の方でもサポートしていくことができると感じる。
- ・女性自立支援施設の入所状況、空き情報が分かるようなシステムがあるといいのではないか。
- ・女性自立支援施設は施設の母数が少なく、女性相談支援センターの措置による入所なので、区市からは女性相談支援センターに早めに相談いただくのがいいのではないか。

(6) 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」に掲げた取組の実施状況

【事務局からの説明】

- ・計画に記載した全部で120の取組について1月末時点での取組状況をまとめている。欄外に星印をつけた取組は、令和6年度新規事業が含まれている。

(7) 令和7年度予算案の概要

【事務局からの説明】

- ・女性福祉費の令和7年度予算案は、18億8900万円。今年度当初予算が16億3500万円だったので、比べて2億5400万円の増、プラス15.5%となっている。
- ・令和7年度の新規事業としては、女性自立支援施設通所型支援モデル事業と女性相談支援業務研修の2つの事業を計上している

(7) 質疑、意見交換

【委員からの主な意見】

- ・物価や資材の高騰、給食費が青天井であり、現状、老朽化の対応も含め、建て替えはできない時代になっている。新法の目指すところと乖離があると感じる。
- ・社会的養護を担う施設と職員の処遇改善について差があり、人材確保も深刻である。
- ・新法が施行にされ、女性相談支援員は支援する女性の範囲が広くなり、業務の負担が増えている。民間と協働したアウトリーチ等が求められる業務に追加されている。さらに研修や会議に参加する時間の捻出も課題である。また色々な場で意見を求められるなど、女性相談支援員のリスク管理に反する業務も増えてきているように感じる。
- ・近隣の自治体でミーティングを実施したが、抱えている課題が結構似ていたり、地域性があるなどしたが、とにかくそうしたことを話す場がないということが共通した声としてあった。女性支援の基本計画を策定しようとする自治体やそこまでいかない自治体等の自治体間の温度差も出てくると思う。